平成３０年（フ）第１号
和歌山市平井82番地６　Ｒｉｏｒａ市小路106
債務者　秦野絵里奈（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５４号
高知市桟橋通４丁目９番23号　弘田マンション201、住民票上の住所高知市新屋敷２丁目21番22号
債務者　菅原　由里
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３７２号
高知市升形９番11号　草の家マンション305号室
債務者　武村　　幸
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第７号
高知市神田823番地９　神泉ハイツ102号
債務者　野村　菜名
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第９号
高知市高須新木１番29号　ドルフ高須403
債務者　林　　香織
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４８８号
静岡県駿東郡長泉町南一色148－10　タウニィ山本101　（前住所　静岡県沼津市下香貫前角946－１　レオパレス駿河湾104）、住民票上の住所静岡県伊豆の国市吉田745番地の１グランローマ大仁　１Ａ号
債務者　中川　直子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
静岡県沼津市岡宮767番地の１　平野マンション202号
債務者　雪下　輝男
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第２号
長崎県大村市古賀島町1814番地１　ウィルパル杁山Ｈ棟
債務者　後藤恵美子
1　決定年月日時　平成30年２月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第６６６号
静岡県藤枝市藤岡３丁目３番１号　市営７号団地５号
債務者　片平　良子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４号
栃木県小山市花垣町２丁目３番23号
債務者　柏崎　利子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第４６１号
岡山県備前市福田620番地１　（市営住宅Ｃ～21）
債務者　能勢　朋美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３１号
岡山市北区伊島町３丁目５番38号　しんマンション203、旧住所広島県福山市新涯町４丁目４番５号フローレンス新涯Ｂ101
債務者　小原麻里乃（旧姓夏田）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３６号
岡山県瀬戸内市長船町福岡1120－１レオパレス福岡Ｃ201、住民票上の住所岡山市東区瀬戸町笹岡714番地
債務者　石原　淑恵
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林667番地13
債務者　飯塚　貴子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成30年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第４５号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目23番６号　コーポリリー　205
債務者　不破　信一
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
北海道旭川市永山１条22丁目３番20号　レイグランドⅡ201
債務者　赤間　達也
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部